

理 事 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和4年6月9日(木) 午前10時30分～
2 開催場所 大阪市立社会福祉センター 3階 第1会議室
3 議事の内容

司 会

定刻がまいりましたので、ただ今から理事会を開催いたします。

本日の出席状況でございますが、理事定数6名以上23名以内、現在員数19名、本日の出席者16名でございます。従いまして、理事総数の過半数に達しておりますので、定款第29条第2項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。

なお、中村監事、新田監事にもご出席いただいておりますことをご報告いたします。

また、本日の議案について、特別の利害関係を有する理事の出席はございません。

続きまして、本会の管理職に異動がございましたので、ご紹介申しあげます。4月1日付けで就任いたしました介護サービス相談センター副所長の市川でございます。

次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

それでは、永岡会長から開会にあたりまして、ごあいさつを申しあげます。

永岡会長

(あいさつ)

司 会

それでは、ただ今から議事に入りますが、理事会の議長は定款第29条第1項の規定により、その都度理事の互選とすることになっておりますが、こちらから、指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということでございますので、議長を永岡会長にお願いいたします。

永岡議長

まず、理事会の議事録の署名人ですが、定款第30条第2項に「出席した会長及び監事は、議事録に記名押印する」と規定していることから、私と今回出席の中村監事、新田監事が議事録に署名いたします。

両監事さん、どうぞよろしくお願ひします。

<第1号議案> 令和3年度事業報告及び決算(案)について

永岡議長

それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。

第1号議案、令和3年度事業報告及び決算報告(案)について、事務局から説明してください。

堀江課長

地域福祉課長の堀江でございます。

第1号議案、令和3年度事業報告(案)につきまして、ご説明申しあげます。資料1の1頁をご覧ください。全文を読みあげさせていただきます。

わが国では、急速な少子高齢化の進行や地域コミュニティの希薄化により、孤立し生きづらさを抱える人が増えるなど、地域生活課題は多様化・複雑化・深刻化しています。

また、新型コロナウイルス感染は収束することなく、地域福祉の推進に大きな影響を与えており、福祉に関わるさまざまな活動主体が連携した、地域での見守り、相談支援の体制づくりや互いに助け合い・支えあう地域づくりが求められています。

本会は令和3年度に設立70周年という節目の年を迎え、これまで担ってきた役割、実績をふりかえり、将来につなげていくため、70周年記念の大阪市社会福祉大会を開催するとともに、記念誌や活動PR動画、事業紹介パンフレットを作製し、社協活動を広く情報発信いたしました。

また、令和3年度は、本会が策定した「第2期 大阪市地域福祉活動推進計画」の初年度にあたり、市・区社協が実施すべき具体的な取組みとその目標を記載した推進方針の推進を図りました。

とりわけ、新型コロナウイルスの感染状況下にあっても、地域でつながりを絶やさないようするため、ICTを活用することで地域福祉活動の継続・再開支援につながるようICTマニュアルを作成し、周知した。また、定期的に地域福祉活動状況調査を実施し、コロナ禍での活動状況や、事業内容を工夫しながら実践している事例などを広報誌やホームページで発信いたしました。

さらに、区社協事業の支援、機能強化にも注力し、全区共通のシステムを用いた地域アセスメントの促進、見守り相談室の機能強化に向けた業務ガイドライン及び生活支援体制整備事業の円滑な実施を目的とした実践ヒント集の作成、コロナ禍における生活福祉資金特例貸付の適正な実施に向けた関係機関との調整など、多角的に支援いたしました。

本会は、設立70周年を機に、多様な活動主体と共に地域福祉を推進するという社協の役割・責務を再確認したうえで、どのような状況下においても、地域での人とのつながりを大切にし、見守り・気かけ、助け合うことで孤立を防ぎ、誰もが生きがいや役割をもち、支え合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の創出、「一人ひとりの人権が尊重されるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」の実現に向け、事業を積極的に推進いたしました。

続きまして、2頁「取組み実施状況」をご覧ください。ただいまご説明いたしました令和3年度の事業報告の概要に基づき、本会が取り組んでまいりました個別の事業について記載しております。

令和3年度は、引き続き新型コロナウイルスの影響を受けながらの事業展開となりましたが、設立70周年を迎え、改めて地域福祉を推進する中核的な役割を担う団体であることを職員一同見つめなおし、さまざまな事業に取り組みました。

では、主な内容につきましてご説明いたします。

2頁 1 「自律的な事業運営に向けた組織基盤の強化」でございます。

(1) 人材の確保・育成につきましては、オンラインを活用しながらの法人就職説明会や内定者説明会を開催いたしまして、新卒及び既卒者を32人採用いたしました。

また、職員の資質向上を図るため、研修計画に基づき、各種研修を実施いたしました。

(2) 財政基盤の強化につきましては、本会の主な財政基盤は、交付金や補助金、委託料収入など公的財源であることから、各事業の予算の執行管理を徹底するとともに、予算執行状況を複数体制で精査し、適正化に努めました。

(3) 組織基盤の強化につきましては、アの透明性の確保ですが、研修等を通じてのコンプライアンスの徹底や、「内部管理体制の基本方針」に基づいた組織経営のガバナンスの確保、法改正や通達に基づく法令遵守に努めました。また、公募により新たな会計監査人を選定し、予備調査及び定期監査を通じて、適正に経理事務を執行いたしました。

イ 広報・啓発活動につきましては、情報発信・情報共有をより一層推進するため、プロジェクトチームを立ちあげ、社協事業の周知に向け、市・区社協の事業が一目で分かるパンフレットを作成するとともに、より多くの実践をホームページ等で発信いたしました。

3 頁 2「設立 70 周年記念への取組み」でございます。

すでに理事のみなさまにもご覧いただいております、(1) の 70 周年記念誌の作成や (2) の PR 動画の製作、また (3) の設立 70 周年記念として開催いたしました大阪市社会福祉大会などに取り組みました。

3 「第 2 期 大阪市地域福祉活動推進計画」(令和 3 年度～5 年度)の推進でございます。

「第 2 期 大阪市地域福祉活動推進計画」の推進の初年度として、広く市民のみなさまに周知・啓発する取組みや、市社協だけではなく、各区社協も具体的な取組みと目標を掲げた「推進方針」を策定し、市・区社協が共に計画に沿って各種取組みを推進いたしました。

4 頁 4「地域共生社会の実現に向けた区社協事業及び法人運営強化に向けた支援」でございます。

(1) 社協活動を通じた地域づくりの推進につきましては、特に地域アセスメントの推進に取り組みました。これにも関連しまして、新型コロナウイルスの影響で地域活動がコロナ禍以前の状況になかなかもどらないということも踏まえまして、ウに記載のコロナ禍でのつながりづくりの継続・推進の支援としまして、ICT 活用を促進し、地域活動にも反映できるよう「ICTでもつながりづくりプロジェクト」事業を実施いたしました。市・区社協の全部署を対象にしたラウンドテーブルの開催や、社協職員の ICT の知識・スキル向上のための「社協職員のための ICT マニュアル」、「市・区社協の動画作成の事例集」を作成いたしました。令和 4 年度はこれらをいかして、職員だけが学ぶのではなく、広く地域活動にも反映できるよう取り組んでまいります。

5 頁 (2) 総合相談支援体制の強化に向けた取組みでございます。

ア 区社協事業実施体制の強化につきましては、現在各区社協は幅広くさまざまな事業を展開しておりますが、地域共生社会の理念にもありますように、縦割りではなく、横断的・包括的に取り組んでいくということも踏まえまして、関連する事業を大きく 3 つのグループに束ね、グループ内事業を有機的に連携させ、推進するよう、区社協事業の実施体制を強化いたしました。

イ 見守り相談室の機能強化につきましては、(イ)に記載の要支援者を早期発見し、支援につなぐことができるよう、また見守りに対する地域住民の理解を深め、地域で支え、支えられるしくみづくりを推進するため、各区社協に配置のコミュニティソーシャルワーカーの業務内容を明確にし、より専門的な対応を実施していくための「CSW の業務ガイドライン」を作成いたしました。令和 4 年度は、これを基に事業展開することとしております。

6頁のエの複合的な課題を抱えた世帯などへの見守りに係る地域づくりの強化につきましては、見守り相談室や生活困窮者自立相談窓口を中心に、社協の相談機能を充実させるとともに、地域住民のみならずと連携・協力し、地域での見守りを通じて、相談が寄せられるような体制を作っていくことが不可欠でありますので、地域づくりの実践事例や情報を共有しながら、各区の事業展開につなげました。

(3) 多様な社会参加の実現に向けた取組みにつきましては、アの生きづらさを抱える人を支える取組みといたしまして、各区で広がっているフードドライブやフードパントリーへの支援や、特に区社協では生活福祉資金特例貸付など多くの相談を受ける中で、外国につながる市民の方々と関わる機会が非常に増えております。多文化共生社会を推進していくためにも、各区での外国人支援団体の活動状況を把握し、各区社協と情報共有を図り、今後の支援にいかしていくこととしております。

(4) 法人運営強化に向けた支援につきましては、区社協の法人運営強化に向けまして、会計事務の平準化及び質の向上を図るため、各区社協の顧問税理士を一本化し、本会と顧問税理士の連携のもと、適宜区社協に対し指導・助言に努めました。また、新たに各区社協を巡回指導する担当職員を本会に配置し、全区の実地調査により改善事項や統一すべき事項を指導・助言し、各区社協の法人運営の平準化・適正化に取り組みました。

7頁の5 「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた支援」でございます。

少し飛びまして、8頁(3)生活支援体制整備事業の推進支援をご覧ください。各区社協が受託・推進する生活支援体制整備事業につきまして、令和3年度から第2層生活支援コーディネーターが配置されたことを踏まえまして、2層体制での事業展開に向けて支援しました。

9頁 6 「地域福祉推進のための担い手育成強化」でございます。

(1) 地域福祉活動の担い手育成につきましては、イ 福祉教育・ボランティア学習の推進に係り、全社協が主催する全国福祉教育推進員研修に区社協職員が参加しまして、研修終了後、各区の実践につながるよう、ボランティアコーディネーション研修や法人発表会、社会福祉施設向けの学習会におきまして、福祉教育の実践の手法・ポイントや社会福祉施設と協働した実践事例等を共有しました。

(2) 大阪市社会福祉研修・情報センターによる福祉専門職の育成・確保につきましては、オンラインやオンデマンド研修を積極的に取り入れ、社会福祉施設職員を対象とした研修を実施いたしました。

また、10頁のキ 大阪府立市民館設立100周年記念に係る事業への支援といたしまして、大阪社会福祉史研究会との共催により、「大阪における市民館100年の歩み」と題して講演会を開催し、1階展示スペースでは北市民館をはじめとした市民館の関連資料も展示いたしました。

11頁 7 「大阪市ボランティア活動振興基金や助成金などによる民間活動への支援」についてでございます。

(1) 大阪市ボランティア活動振興基金につきましては、福祉ボランティア活動を支援するため、164団体へ助成いたしました。

また、(2) 共同募金を活用した地域福祉活動の支援につきましては、NHK歳末たすけあい助成金を活用した「居場所づくり支援事業助成金」を12団体に交付し、コロナ禍でも居場所の立ち上げ、あるいは継続に向け、活動を支援しました。

(3) 善意銀行につきましては、金品及び物品あわせて200件払い出ししました。

堀江課長

特にアルコール消毒剤など衛生物品の寄附が非常に多かった一年でした。

少し飛びまして、14頁の11「介護保険要介護認定調査・障がい支援区分認定調査事業の実施」についてでございます。

新型コロナウイルスの影響により認定期間延長措置を大阪市が継続したため、依頼件数は当初の見込件数から大きく減少し、要介護認定訪問調査事業は19区で91,792件、障がい支援区分認定調査事業は市全域で9,958件の調査を実施したほか、他市町村からの依頼として2,545件を調査いたしました。令和4年度以降につきましては、事業計画でもお伝えさせていただいておりますが、公募選定の結果、要介護認定調査事業は19区で令和6年度までの3年間、障がい支援区分認定調査事業は市全域で令和4年度1年の受託事業者として選定され、現在事業を進めております。

最後に、「12 福祉関係機関・団体との連携と協働」をご覧ください。(1)の民生委員・児童委員との連携や15頁の(3)大阪市社会事業施設協議会活動の推進など、各団体と連携し、幅広く地域福祉の推進を図りました。

以上、令和3年度事業報告(案)の主な事業のみご説明させていただきました。

真鍋次長

事務局次長兼総務課長の真鍋でございます。

引き続きまして、令和3年度年度決算報告(案)についてご説明申し上げます。資料1、16頁をご覧ください。

令和3年度決算報告の概要ですが、大阪市社協の設立70周年記念事業のほか、本会の自主財源を活用する「地域こども支援ネットワーク」を実施するなど、地域福祉活動を積極的に推進してまいりました。

また、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民に対して、生活福祉資金特例貸付事業を継続実施しました。

一部の事業、具体的には介護保険要介護認定訪問調査事業については、コロナ禍の影響を受け、収入より支出が上回る結果となりましたが、法人全体としては、純資産・事業資金ともに増加するなど、健全な決算となりました。

それでは、令和3年度の財務活動についてご説明いたします。

では、「1 法人全体の状況」(1)貸借対照表をご覧ください。

貸借対照表は、3月31日時点の本会のすべての資産・負債・純資産の残高を表します。特に、純資産の増減は、組織の財政基盤の健全性を表す指標となりますことから、前年度決算額との比較によりまして、今年度の財政状態についてご説明いたします。

今年度の3月31日時点の資産総額は、表左にありますように、28億1,666万6,482円、負債総額は表右上段にありますように6億9,023万3,887円、その差額、組織の財政基盤を表す純資産額は表右側下段にありますように21億2,643万2,595円でございます。

一方、昨年度の純資産額は、表の外、右枠の下に記載しておりますとおり、20億2,854万5,268円であり、今年度と比較しますと9,788万7,327円のプラスとなり、財政基盤が強化されたと言えます。なお、純資産額増加の主な要因は、災害時ボランティア活動積立金の積立のほか、賞与引当金をはじめとした負債額が減少したことによるものです。

次に、資料 17 頁、(2) 事業活動計算書をご覧ください。

事業活動計算書は、4 月 1 日から 3 月 31 日における本会の経営成績を表します。特に、当期活動増減差額は、一般には当期純利益と呼ばれ、プラスであれば財政基盤の強化がなされたとされることから、組織の経営状況を判断する指標となります。

今年度中の収益総額は表右にありますように 41 億 6,220 万 1,757 円、費用総額は表左上段にありますように 40 億 9,924 万 4,061 円であり、その差額はプラス 6,295 万 7,696 円となっております。なお、費用の中には、保有債券の年度末における評価損が含まれていますが、あくまで会計上の費用であり、実際に損失が発生しているわけではありません。

続きまして、資料 18 頁 (3) 資金収支計算書をご覧ください。

資金収支計算書は、4 月 1 日から 3 月 31 日における、本会の事業資金の収支内訳を表します。特に、当期末支払資金残高は、次年度へ繰り越すことのできる事業資金額を表します。

今年度の収入総額は、表中央の決算欄の最上段にありますように、41 億 9,660 万 1,169 円、支出総額はその下にありますように 41 億 3,620 万 2,165 円です。前期末残高の 8 億 8,939 万 9,668 円に対し、次年度への繰越事業資金額を表す当期末支払資金残高は、表中央の決算欄最下段にありますように 9 億 4,979 万 8,672 円です。前期末残高と当期末残高の差が約 6,000 万円の増となっておりますことから、前年度と比較して事業資金を増加させることができたと言えます。

以上、3 つの計算書類をもとに、ご説明いたしました。

続きまして、資料 19 頁 2 事業ごとの主な状況・特筆事項をご覧ください。

ここでは、各事業の資金収支計算書をもとに、各事業での特筆すべき事業内容について、ご説明いたします。

それでは、①法人運営事業をご覧ください。

経常経費寄附金収入について、予算額 2,762 万 5,000 円のところ、決算額 2,758 万 4,720 円となっております。これは補正予算でご承認いただいたとおり、市民及び法人からご寄附をいただいたことによるものです。

次に助成金収入について、予算額 0 円のところ、決算額 240 万 8,169 円となっております。これは、令和 3 年度に入ってから、事業報告でもご説明しました「ICT でもつながりづくりプロジェクト事業」として大阪府福祉基金地域振興助成金 140 万 4,369 円を収受したほか、他社から在籍出向職員を受け入れたことによる産業雇用調整助成金 100 万 3,800 円を収受したことによるものです。

次に事業費・事務費ですが、70 周年記念事業の実施を予定し予算額を 300 万円としていたところ、決算額は 485 万 8,500 円となっております。なお、同事業の実施については、自主財源のほか、大阪府共同募金会からの配分金、各区社協の負担金を活用させていただきました。

最後に、災害時ボランティア活動支援積立金資産支出ですが、予算どおり 100 万円を積み立てました。同積立金については、大阪市における大規模災害に備えるため、令和元年度から積み立てておりますが、次年度以降も計画的に積み立ててまいります。

真鍋次長

続いて②地域こども支援ネットワーク事業です。

助成金収入について、予算額 300 万円のところで、決算額 333 万 4,651 円となっております。地域こども支援ネットワーク事業は、自主財源のほか、大阪市からの補助金と、事業に賛同いただいた施設や市民からの協賛金を原資として活動する事業ですが、今年度は延べ 76 件もの団体・市民から予算を上回る協賛金を助成いただきました。

続いて③共同募金配分金事業です。

共同募金配分金収入について、予算額 1,300 万円のところで、決算額 1,180 万円となっております。同収入については、70 周年記念事業のほか、社会福祉事業に活用させていただきました。

続いて④要介護認定訪問調査事業です。

市受託金収入について、予算額 11 億 2,913 万 3,000 円のところで、決算額 7 億 9,696 万 3,845 円となっております。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、要介護認定期間が延長されたことにより、契約時における大阪市の調査見込件数に比して、調査実施件数が減少したことによるものでございます。

続いて⑤生活福祉資金貸付事務事業です。

コロナ特例貸付事務費収入について、予算額が 3 億 6,000 万円のところで、決算額が 3 億 1,741 万 3,633 円となっております。これは、補正予算においてご承認いただいたとおり、特例貸付制度の延長によるものです。

続いて資料 20 頁、⑥社会福祉研修・情報センター事業です。

参加費収入が予算額 700 万円のところで、決算額が 1,016 万 6,750 円となっております。これは、コロナ禍を受けて、昨年度に構築したオンライン研修を活用することで、計画どおりに研修を実施できたことによるものです。

⑦から⑨では、各事業における今年度助成件数・貸付件数を備考欄に記載しております。それぞれ、善意銀行事業における助成件数は 19 件、ボランティア活動振興基金事業における助成件数は 164 件、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業における貸付件数は 49 件となっております。

最後に、資料 84 頁 令和 3 年度社会福祉充実残額算定シートをご覧ください。

昨年度の決算に係る評議員会で委員から、社会福祉充実残高の数字報告だけではなく、算定シートも添付してもらいたいとのご要望がありましたので、今年度から添付しています。

今回添付資料は、厚生労働省が定めた社会福祉充実残額算定シートのうち、本会では土地・建物を有していないことから、不要な項目を省略して、A4 サイズに調整したものです。資料 85 頁の最下段にありますように、充実残額はマイナス 36 億 6,720 万円となっており、社会福祉充実計画を策定する必要がないことをご報告いたします。

以上、令和 3 年度決算報告（案）についてご説明いたしました。

永岡会長

ただ今、令和 3 年度事業報告及び決算報告（案）について、説明がございましたが、皆様からのご質問をお受けする前に、新田監事さんから監査報告をお願いします。

新 田 監 事 私、新田と中村監事は、令和4年6月2日、市社協事務局において、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの理事の業務執行状況について監査を実施しました。あわせて、会計監査人「辻・本郷監査法人」から会計監査報告を受けたところです。

その結果につきまして、監事を代表してご報告いたします。

事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

また、理事の業務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

さらに、内部管理体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

計算関係書類及び財産目録の監査結果については、会計監査人「辻・本郷監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、本決算資料の82頁には会計監査人からの理事会あて監査報告書も添付していますので、後ほどご参照ください。

以上でございます。

永 岡 議 長 ありがとうございます。

それでは、皆様からのご意見・ご質問についてお受けいたします。いかがでしょうか。

右 田 理 事 84頁に記載されている対応負債にリース債務が何を指しているのか。ファイナンスリース債務という項目があって、例えば、研修・情報センター事業の資金収支計算書には記載がなく、比較的后発の事業であることも支援ネットワーク事業には記載がありますが教えていただきたい。

真 鍋 次 長 ファイナンスリース債務というのは、コピー機のリース代のことで、社会福祉法人会計で名称が定められているため、このような記載となっております。

右 田 理 事 次に、問題はないのですが、事業報告の冒頭の言葉で、「地域コミュニティの希薄化により」とされています。英語に訳すとどのように表現するのかを考えていたのですが、社協や専門の方は分かっているが、外部の方にはわかるのか、今回の事業報告はこれでよいのですが、今後は一般用語などわかりやすい表現方法を考えていただけたらどうかと思います。

堀 江 課 長 貴重なご意見ありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。

永 岡 議 長 当たり前に使っていますが、きちんと説明ができるようにしていかなければならないと思いました。

他に、ございますでしょうか。

ないようでございますので、ご承認いただけますか。ご承認の場合は、挙手をお願いします。

(異 議 な し)

永岡議長 異議なしということですので、第1号議案は、原案どおり決定されました。

<第2号議案> 令和4年度第1次補正予算（案）について

永岡議長 続きまして、第2号議案、令和4年度第1次補正予算（案）について、事務局から説明してください。

真鍋次長 資料2、1頁をご覧ください。

今回の補正は、経常経費寄附金収入、及び生活福祉資金特例貸付事業の延長実施による予算の増、につきまして、補正するものです。

1頁の中ほど「令和4年度 補正予算書（案）総括表」をご覧ください。

収入の部で、「事業活動収入」において、右から2行目、今回補正額で2億7,000万円の増額補正でございます。これは、法人運営事業において、個人からの寄附金を収受したことによる3,000万円の増額及び生活福祉資金貸付事務事業において、当初予算計上しておりました特例貸付関連業務費に加えて、新型コロナウイルス感染症に係る特例貸付の延長実施による2億4,000万円の増額によるものです。

なお、寄附収受にあたりましては、「福祉活用資金」として位置づけ、次年度以降に、社会福祉事業等へ活用してまいります。

また、支出の部としまして、「事業活動支出」において2億4,000万円の増額補正でございます。これは、先ほども申しあげた生活福祉資金貸付事務事業における、特例貸付事業の延長実施によるものでございます。

以上、令和4年度 第1次補正予算（案）についてご説明いたしました。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

永岡議長 ただいまの説明について、ご質問はございますでしょうか。

（ 質 疑 応 答 ）

ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

ご承認の場合は、挙手をお願いします。

（ 異 議 な し ）

異議なしということですので、第2号議案は、原案どおり決定されました。

<第3号議案> 理事候補者の推薦について

永岡議長 続きまして、第3号議案、理事候補者の推薦について、事務局から説明してください。

真鍋次長 第3号議案、理事候補者の推薦につきまして、ご説明申し上げます。

資料3をご覧ください。

現在、19名の皆様に理事としてご就任いただいておりますが、今回、新たに3名の理事を評議員会において選任していただくため、本理事会におきまして候補者を推薦するものでございます。

まず、「区社会福祉協議会の代表」といたしまして、大阪市港区社会福祉協議会会長の武智 虎義様でございます。

また、武智様は大阪市地域振興会会長でもございますので、「公私社会福祉事

真鍋次長 業施設・団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者」として、兼務いただくこととなります。

続きまして、「公私社会福祉事業施設・団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者」といたしまして、大阪市社会事業施設協議会会長の川端均様でございます。川端様は、大阪市生活保護施設連盟の会長でいらっしゃいます。

続きまして、「社会福祉関係公務員、社会福祉施設に関係のある団体の代表者及び学識経験者等」といたしまして、大阪市福祉局長の坂田洋一様でございます。

任期につきましては、この後、第6号議案でお諮りいたします評議員会の開催候補日の令和4年6月24日から令和4年度会計に係る定時評議員会終結時まででございます。

以上、理事候補者の推薦についてご説明いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

永岡議長 ただ今、理事候補者の推薦について、説明がありましたが、ご承認いただけますか。

ご承認の場合は、挙手をお願いします。

(異議なし)

異議なしということですので、第3号議案は、原案どおり決定されました。

<第4号議案> 評議員候補者の推薦について

永岡議長 続きまして、第4号議案、評議員候補者の推薦について、事務局から説明してください。

真鍋次長 第4号議案、評議員候補者の推薦につきまして、ご説明いたします。

資料4をご覧ください。

現在、29名のみなさまに評議員としてご就任いただいておりますが、新たに2名の評議員を「評議員選任・解任委員会」において選任いただくため、本理事会において候補者を推薦するものでございます。

「区社会福祉協議会の代表者」といたしまして、此花区社会福祉協議会会長の岩井政人様でございます。

続きまして、「社会福祉関係公務員、社会福祉に関係ある団体の代表者及び学識経験者等」としまして、ニッセイ予防医学センター担当部長の山本寛様でございます。

任期につきましては、評議員選任・解任委員会において選任された日から現任期の残任期間である令和6年度会計に係る定時評議員会の終結時まででございます。

以上、評議員候補者の推薦についてご説明いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

永岡議長 ただ今、評議員候補者の推薦について、説明がありましたが、ご承認いただけますか。

永岡議長 ご承認の場合は、挙手をお願いします。
(異議なし)
異議なしということですので、第4号議案は、原案どおり決定されました。

<第5号議案> 会計監査人の報酬(案)について

永岡議長 続きまして、第5号議案、会計監査人の報酬(案)について事務局から説明してください。

真鍋次長 第5号議案 会計監査人の報酬(案)についてご説明申し上げます。
資料5をご覧ください。
会計監査人の報酬については、定款第24条に基づき、理事会で定めることとなっております。
会計監査人については、現在、辻・本郷監査法人を選任し契約を締結しておりますが、報酬としましては、昨年と同額の190万円となっております。
2頁には、監査法人からの提案として監査スケジュール、3頁に見積額を記載しておりますのでご確認ください。
また、4頁をご覧ください。定款第24条第3項に、会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て、理事会において定めると規定していることから、中村監事、新田監事に報酬額について同意いただいたことをご報告いたします。
以上、会計監査人の報酬(案)についてご説明いたしました。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

永岡議長 ただ今、会計監査人の報酬(案)について、説明がありましたが、ご承認いただけますか。
ご承認の場合は、挙手をお願いします。
(異議なし)
異議なしということですので、第5号議案は、原案どおり決定されました。

<第6号議案> 定時評議員会の開催(案)について

永岡議長 続きまして、第6号議案、定時評議員会の開催(案)について、事務局から説明してください。

真鍋次長 第6号議案 定時評議員会の開催(案)につきまして、ご説明いたします。
資料6をご覧くださいと存じます。
定款第14条におきまして、評議員会は法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集すると規定しておりますことから、今回、お諮りするものでございます。
開催日時及び場所につきましては、令和4年6月24日(金)、午後1時30分からたかつガーデン 地下 オリーブで開催いたします。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としてウェブ併用で開催いたします。
議案につきましては、令和3年度事業報告及び決算(案)について、令和4年度第1次補正予算(案)について、理事の選任について、でございます。
以上、定時評議員会の開催(案)についてご説明いたしました。

真鍋次長 ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

永岡議長 ただ今、定時評議員会の開催（案）について、説明がありましたが、ご承認いただけますか。ご承認の場合は、挙手をお願いします。

（異議なし）

異議なしということですので、第6号議案は、原案どおり決定されました。

本日ご審議いただく案件は、全て終了いたしましたので、ここで議長役を終了させていただきます。ご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

司会 それでは、続きまして報告事項にうつらせていただきます。

お手元資料7をご覧ください。

定款第20条に、会長及び常務理事は、毎会計年度に2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないと規定しております。

本日は、令和3年11月1日から令和4年5月31日までの状況につきまして、永岡会長及び吉村常務理事から報告いたします。

それでは、永岡会長から、よろしくお願ひいたします。

永岡会長 資料に、令和3年11月1日からの執行状況について記載しておりますが、詳細については、後ほど、吉村常務理事から報告いただきます。

私からは3月17日の会長就任以降、5月末までの職務執行状況についてご報告いたします。

3頁の7に記載しておりますように、3月23日に全国社会福祉協議会評議員会に出席したほか、人材確保にも関連しますが、令和4年度新規採用職員人事発令式に出席し、27名に辞令を交付いたしました。

今後、コロナの影響下や感染収束後を見越して、これまで地域が培ってきたつながりを途絶えさせない取組み、孤立をつくらぬ取組みを促すとともに、区社会福祉協議会の円滑な事業推進を支援し、大阪市社会福祉協議会として着実な事業の推進に努めてまいりますので、引き続き、皆様のご支援・ご協力をよろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

それでは、吉村常務理事から報告してください。

吉村常務 それでは、私から資料7に基づき職務執行状況についてご報告いたします。

まず、1 主要事業の円滑な推進についてですが、第2期 大阪市地域福祉活動推進計画の進捗管理についてですが、本会及び各区社協では、それぞれが取り組む目標や内容を明らかにした、年度ごとの「推進方針」を策定することとしており、この間、令和3年度の「推進方針」にかかる取組状況の中間ふりかえりを行い、2月22日開催の「大阪市地域福祉活動推進委員会」のご意見も頂戴しながら、令和4年度の「推進方針」の策定につなげています。

生活福祉資金特例貸付の延長への対応についてですが、この間、特例貸付は国の方針で度々延長がなされ、現在のところ今年8月末までの実施となっております。今年度に入って相談件数（市全体で1日あたり約300件）は、昨年度（1

日あたり 1200 件) に比べて減ってはきておりますが、府社協等関係機関と連携しながら、区社協で窓口業務を円滑に実施できるよう、情報提供や要員調整などを行っています。また、来年 1 月から償還が始まり予定で、今後、区社協などのような対応をすることになるのか、府社協とも調整をしております。大阪市ボランティア活動振興基金助成事業についてですが、令和 4 年度分の助成としましては 2 月に募集を行い、4 月に運営委員会での審査を経て、計 143 件の助成を決定しています。今回、助成がより適切で効果のあがるものとなるよう、審査基準の見直しを進めました。

令和 4 年度の取組み課題、事業内容にかかる調整についてですが、本会の主要事業について、4 月以降、所属ごとに、順次、事業の目標・課題・実施内容・手法についてヒアリングを行い、必要な指導・調整を行いました。そうしたなか、要介護認定調査については、令和 3 年度の対応を反省し、調査員の業務執行管理、収支の管理をしっかりと行ってまいりますので、よろしくお祈りいたします。

2 人材の確保・育成については、職員の新規採用について、まず昨年 11 月以降も、年度途中の採用を募集し、令和 4 年 1 月 1 日付けで 1 人、令和 4 年 4 月 1 日付けで 27 人の採用を行いました。

令和 4 年 4 月採用に向けては、11 月・3 月に内定者説明会を行い、区社協訪問や社協の事業説明を実施しました。さらに、7 月 1 日付けの中途採用の募集も行い、2 人に内定を通知したところであり、今後も、年度途中採用の募集を随時行っていく予定です。

また、現在、令和 5 年 4 月採用の新卒者の職員募集については、4 月に法人就職説明会を開催し、採用試験も進めているところです。

本会の令和 4 年度事業計画では、人材の確保・育成・定着方策の推進を最重要課題として位置づけており、引き続き有効な方策を検討し、実施可能なものから実践していきたいと考えています。

職員提案・実践報告制度についてですが、職員の育成・モチベーションの向上を図る観点から、職員が創意工夫を凝らした取組みを主体的に進めていくよう、「職員提案」及び「実践報告」の募集を行い、応募内容を審査し、事業の改善や新たな取組みの職員提案について 2 件、優れた成果をあげている実践報告について 5 件を表彰し、2 月 18 日開催の法人発表会で、それらの内容を発表し、社協全体で共有しました。

3 経営基盤の強化につきまして、社協活動の情報発信については、70 周年記念誌や事業紹介パンフ、動画等の内容を広く発信し、本会の活動への理解・協力を深めていくため、本会ホームページに 70 周年特設サイトを掲載しました。今後も、少しでもわかりやすい発信ができるようホームページのデザイン向上やコンテンツ充実に努めてまいります。

寄附確保についてですが、本会の寄附制度の PR に努め、大口寄附希望者との調整も行い、寄附の収受に努めました。

内部統制の仕組みづくりについてですが、本会の令和 4 年度の事業計画に記載しております「内部統制の仕組みの強化」に向け、内部統制活動の具体的な方策を設計し、今年度から実施してまいります。

4 災害対応力の強化につきましては、災害対策本部開設訓練を、令和 3 年 12 月 22 日に、本会職員に加え区社協の参加、大阪市の協力も得て実施しました。

吉村常務 訓練を実施し、様々な気づきがあり、それらを集約し、今後の訓練や、業務継続計画（BCP）の改定に役立ててまいります。

災害備蓄用品の情報共有についてですが、本会、各区社協で保有している災害備蓄物品について、管理を容易にし、全体で共有できるようシステムの導入を行いました。

動員体制の見直しについてですが、本会の地震・風水害発生時の動員体制については、これまで大阪市の動員体制に準拠していましたが、本会の果たすべき役割に即した、実効性のある、本会独自の動員体制に見直すことし、本会の災害対策委員会を開催して検討を進めています。

5 監査等の状況については、監査人による監査が記載のとおり行われました。第1号議案の令和3年度の決算報告でもご説明しましたとおり、適正であったとの監査意見をいただいております。

6 各種会議その他重要な組織の活動、7 その他の重要な会議、行事の実施及び参加状況については、資料に記載のとおりです。また、市・区社協経営計画会議を開催し、社協共通の経営課題の解決に向けた検討を進めました。

私からの報告は以上です。

司 会 ただ今、永岡会長、吉村常務理事から報告いただきましたが、ご質問はございますか。

新田監事 要介護認定の件ですがタブレットの導入により調査に遅れが出ているということですね、結果、33200万の予算収入減ということですね。

今、お聞きしたいのは、5月31日までの職務執行状況ということで分かればいいのですが、今年度4月5月の調査件数がどのようになっているのかと今後の見込みについて教えていただきたい。3000万の寄附をいただいたと説明があったけれど、乱暴に言うと、せっかくの寄附が事業の補填にあてられてしまうわけですね。これは大きな問題です。要介護認定調査事業の委託期間は3年ですね。障がいの方は非常に調査に時間がかかると聞いているんですけども、委託期間は1年ですね。大阪市との兼ね合いもあると思うのですが、その辺をどうするか検討されているのか、今の段階でどのように考えているのか教えていただきたい。

吉村常務 まず、令和3年度の状況につきましては決算にもございましたが 要介護認定訪問調査事業については赤字の決算となっているところでございます。大きな理由と致しましては、コロナにより大阪市からの予定の依頼件数が減り、延長措置もありまして、調査件数が大幅に減ったことにより収入が減ったという状況です。合わせて支出については 人件費等見直し、経費節減に取り組みましたが、結果として40万円の赤字となりました。これを受けまして、今後について、収支の管理をしっかりしていく必要がある、調査員の業務の執行管理についてもしっかりと進めていかなければならないと考えているところです。

令和4年度の状況ですが、4月5月につきましては、概ね大阪市からの見込み件数と実際の依頼件数はほぼ同じです。コロナの影響で未処理が増えたということではなく、見込みとは同等の依頼件数がきているところです。

吉 村 常 務

タブレットの導入という新たな方法で実施したということもあり、現場の調査員が十分に習熟できておらず、通常の稼働ができなかった面がございます。

4月に大幅な未処理件数が出まして5月のゴールデンウィークの連休もあり稼働日数も減り、未処理件数がさばききれず、増えてしまった状況です。

大阪市の方からもどのように改善していくのか、求められており、社協としましても例えば派遣職員を導入するなど、少しでも多く処理できるように特別な対策を講じて、6月7月で通常の未処理件数に戻していこうということとで全力を挙げて取り組んでいこうとしているところでございます。

4月5月の件数について、実務的に担当者から説明させていただきますでしょうか。

新 田 監 事

私が聞きたいのは社協がそもそも要介護認定訪問調査事業をやることかという議論はありますが、この事業を受けたのは、ぜひ黒字化をしてその利益を本来の地域福祉推進のための社協の独自事業のために使うとか職員の安定的な雇用に使うとかという方法があると思います。これが赤字だと困るわけです。障がい認定調査について非常に時間がかかるのであれば、それについても今後どうするのか、人件費を削るといっても、事務所を借りたりする固定経費は変わらないわけですので、そのあたりを大阪市とどう話をしていくのか、是非検討をお願いしたいということで発言をしたわけです。具体的な件数は後日お聞きします所以ここでは結構です。

吉 村 常 務

障がい認定調査事業の方もご質問を頂いていてお答えができていなかったのですが、要介護認定調査事業は今年から3年間継続して19区において受託しております。障がい認定調査事業は市内24区一括して受託しておりますが、こちらは1年の受託でございまして、こちらは大阪市の方で来年度の委託公募について検討していくとのことでございます。特に障がいにつきましては、新田監事が仰られているように要介護の調査の1.5倍の業務量がかかっているところです。障がい認定調査事業につきましては、大阪市でも来年度以降、公募内容を変えていくと聞いておりますので、無理のないよう、社協としましても安定的に継続できるよう、次年度の方については検討していきたいと考えております。

令和3年度につきましては赤字の決算になりましたので、令和4年度については何とかそのようなことのないように取り組み始めたところでございますが、4月冒頭にこのようなことになり、大変恐縮でございまして、社協として市民の方にご迷惑をおかけすることのないように早期に未処理件数を解消したうえで、しっかりとマネージメントしながら、極力赤字にならないように運営していきたいと考えておりますし、理事会においてもご報告させていただきます。

右 田 理 事

先ほど会長から人事発令で手応えを得たとの発言がございましたので、どのような大学から来ているのかということと、研修・情報センターは頑張っておられるわけですから、新任研修など、誇るべき大阪の歴史や重みについて知ることは、社員教育には不可欠だと思うのですけれども、どうなっているのでしょうか。

右 田 理 事 大阪公立大学との関連や社協や関連機関との連携について、学校からは聞きますが、現場からはきかないのですが。

真 鍋 次 長 先ほど会長にご説明頂きましたけれども、4月1日付けで既卒・新卒も含めて採用したところです。社会福祉士の資格を必須としていますが、出身大学としましては府大や市大卒などもおります。来年の4月1日採用に向けた職員募集では48名の応募があり、市大、府大のほか東北福祉大学など全国から応募がある状況です。

右 田 理 事 職員は地域福祉学会会員に登録しているのでしょうか。

堀 江 課 長 残念ながら全員が学会員ということではありませんが、今週末に九州で地域福祉学会がありますし、今年度事業計画にも記載していますが、12月に近畿地域福祉学会が大阪開催となっておりますので、研究発表も是非本会からも発表していきたいと考えています。

永 岡 会 長 ぜひ大学と連携して授業などで早い時期から一緒に学んだり、関心を持ってもらう機会をもっと進めたいとお願いしているところです

右 田 理 事 教員に明確なポリシーがないので現場がむしろリードしていくことがあってもいいと思います。余談になりますが イギリスのシフィールドというところでは大学の教員と現場の職員と一緒に勉強ができるシステムがあります。シフィールド市全体が公務員も社協もマンパワーのレベルアップがすごい。大阪もそうになって欲しいという願望があるので、発言させていただきました。

永 岡 会 長 先ほどの要介護認定については制度的な問題、構造的なこと、実務的な問題と両方あるように思いますので そこはしっかり議論をして社協としてどう進め、どう改めていくのか、そこは議論をしっかりとしていかなければいけないと思います。

5月15日に宮川会長の偲ぶ会があり、みなさまと出席させていただきました。改めて思いを引き継がなければならないと思いました。

司 会 他にございますでしょうか。

ないようでしたら、報告については、以上となります。

それではこれもちまして、理事会を終了させていただきます。今後の予定でございますが、次回の理事会を令和4年11月10日（木）午前10時30分から、市立社会福祉センターで開催いたします。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。